

法務基礎研修

(一財) 公共経営研究機構 名前 小川 眞澄

「この仕事、どの法律に基づいているんだろう」

「住民からの質問に、法律を踏まえてちゃんと説明できるかな…」

こんなモヤモヤを感じたこと、ありませんか。自治体の仕事は、実はほとんどが「法律の上」に成り立っています。しかし、日々の業務に追われる中で、改めて法的根拠や手続の意味を考える余裕は、ほとんどありません。

今回の「法務基礎研修」は、そんな皆さんの「ちょっと気になっていたこと」をスッキリさせるための時間です。難しい専門知識を詰め込む研修ではありません。むしろ、「法律ってこう考えると分かりやすいんだ」と感じてもらえるよう、できるだけ身近な例を使いながら進めていきます。

学ぶ内容は、以下のとおりです。

① 法律の基本とリーガルマインド

憲法・法律・条例などの関係性や、よく使われる法律用語（義務・権利・許可・認可など）を学び、業務の法的根拠を整理します。

② 行政手続の適正確保

住民対応や不利益処分などにおける「理由の提示」や「公平性の確保」など、適正な行政手続の基本を学びます。

③ 住民の権利と行政の責任

住民からの問合せや苦情に対し、どのように対応すればよいのか？住民監査請求や情報公開請求の仕組みについても解説します。

④ 公務員の法的責任とは？

契約・財務の基本、公務員の責任（職務上の義務・損害賠償・刑事責任）を学び、法的リスクへの意識を高めます。

⑤ ケーススタディで学ぶ法的思考

実際の判例や自治体業務での具体例をもとに、「どのような対応が適切か」を考えるワークを行い、リーガルマインドを鍛えます。

「法律は苦手…」という方にこそ参加してほしい内容です。

ちょっとした「法律の見方」が身に付くだけで、住民対応の安心感も、業務の精度もぐっと上がります。

オンライン開催なので、職場や自宅から気軽に参加できます。

ぜひこの機会に、日々の仕事を支える「法律の土台」を一緒に整えましょう。



(一財) 公共経営研究機構参与、小川法務事務所所長
行政書士、宅地建物取引士、気象予報士、フィナンシャルプランナー等の資格を有す
1961 年生まれ
1984 年 東北学院大学法学部法律学科卒業
同年 茨城県神栖町役場 (2005 年から市政施行) 入職
教育委員会、都市建設部、総務部職員課、企画部政策企画課等を歴任

2011 年 神栖市役所退職

同年から現在まで、法律、公文書、政策法務、問題解決、業務改善、人事評価、公務員倫理、キャリア形成等の研修講師としての数多くの自治体で活躍中